

# 令和7年度宮城県医療機関等原油価格・物価高騰対策事業費補助金交付要綱

## (趣旨)

第1 原油価格やエネルギー等の物価高騰の影響下における安定的な医療サービスの提供を支援するため、宮城県医療機関等原油価格・物価高騰対策事業費補助金（以下「補助金」という。）を、予算の範囲内において交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

## (交付の対象)

第2 宮城県内に所在する別表に掲げる医療機関及び訪問看護ステーション等（国、県又は市町村（一部事務組合、企業団を含む）が開設又は運営するものを除く。以下「事業者」という。）であること。

## (交付額の算定方法)

第3 補助金の交付額及び交付に係る要件等は、別表のとおりとする。

## (交付申請及び実績報告)

第4 規則第3条の規定による交付の申請は「みやぎ電子申請サービス」によるものとし、その提出期限は、知事が別に定める日までとする。

2 規則第3条の規定により交付申請書に添付しなければならない書類は、振込口座情報がわかる通帳のページの写しとする。

3 規則第3条第3項の規定により知事が添付を省略させることができる書類は、同条第2項第1号から第3号に掲げる書類とする。

4 第1項の交付申請は、規則第12条に規定する実績報告を兼ねるものとする。

5 次の各号のいずれかに該当する者は、交付申請をすることができない。

(1) 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）に規定する暴力団又は暴力団員等

(2) 県税に未納がある者

## (交付の条件)

第5 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

(1) 事業に係る証拠書類等については、事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けてはならない。

## (交付の決定及び額の確定)

第6 知事は、第4の交付申請及び実績報告があったときは、その内容を審査し、内容が適当であると認めるときは補助金の交付を決定し、その旨を通知するものとする。

2 知事は、前項の決定をする場合において、必要に応じ条件を付することができる。

3 第1項の交付の決定は、規則第13条に規定する額の確定を兼ねるものとする。

(補助金の交付方法)

第7 本補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。

(補助金の取消し)

第8 知事は、規則第16条第1項の規定により、補助金の交付の決定を受けた者が補助金の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱又はこれに基づく知事の処分に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定後においても適用することがある。

(補助金の返還)

第9 知事は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、規則第17条第1項の規定により、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 知事は、補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、規則第17条第2項の規定により、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(書類の提出部数)

第10 この要綱により知事に提出する書類の部数は各1部とする。

(その他)

第11 この要綱に定めるもののほか、交付に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年1月8日から施行し、令和7年度予算に係る補助金に適用する。

別表

<p>1 交付対象</p>	<p>(1) 医療機関等物価高騰対策事業  原油価格やエネルギー等の物価高騰の影響を受けており、令和7年4月1日時点で東北厚生局長から指定されている医療機関及び訪問看護ステーション並びに同日時点で管轄保健所長から開設許可を受けている助産所並びに管轄保健所長に開設を届け出て受理されている施術所及び歯科技工所（いずれも国、県又は市町村（一部事務組合、企業団を含む）が開設又は運営するものを除く。）</p> <p>(2) 訪問診療等原油価格高騰対策事業  原油価格高騰の影響を受けており、事業者が燃料費を負担する自動車で訪問診療及び訪問看護（以下「訪問診療等」という。）を行い、かつ、令和7年4月から令和8年3月までの分において介護報酬を請求した実績がない下記医療機関及び訪問看護ステーション（いずれも国、県又は市町村（一部事務組合、企業団を含む）が開設又は運営するものを除く。）</p> <p>①令和7年4月1日時点で東北厚生局へ受理記号「精在宅援」、「支援病」、「支援診」、「在医総管」、「歯援診」及び「在歯管」のいずれかの届出がされている医療機関</p> <p>②令和7年4月1日時点で東北厚生局長から指定されている訪問看護ステーション</p>																					
<p>2 交付額等</p>	<p>(1) 医療機関等物価高騰対策事業  以下の区分に応じた定額補助とし、病院の補助額の算定の基礎となる病床数は令和7年4月1日時点の医療法（昭和23年法律第205号）上の許可病床数とする。</p> <table border="0"> <tr> <td>①病院</td> <td>1床当たり</td> <td>60,000円</td> </tr> <tr> <td>②有床診療所</td> <td>1施設当たり</td> <td>780,000円</td> </tr> <tr> <td>③無床診療所</td> <td>1施設当たり</td> <td>230,000円</td> </tr> <tr> <td>④訪問看護ステーション</td> <td>1施設当たり</td> <td>100,000円</td> </tr> <tr> <td>⑤助産所</td> <td>1施設当たり</td> <td>100,000円</td> </tr> <tr> <td>⑥施術所</td> <td>1施設当たり</td> <td>100,000円</td> </tr> <tr> <td>⑦歯科技工所</td> <td>1施設当たり</td> <td>100,000円</td> </tr> </table> <p>※ただし、施術所については、同一の開設者が同一の所在地において、複数の届出を行っている場合は、一つの施術所とみなす。</p> <p>(2) 訪問診療等原油価格高騰対策事業  以下の①と②を乗じた額とする。なお、常勤換算人数について、小数点第一位を四捨五入し、整数値を採用する。</p> <p>①自動車台数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該年度において、原油価格高騰の影響に対する支援を目的とした他の補助金等の交付の基礎となっていないもの。</li> <li>・専ら訪問診療等に使用している自動車で、訪問診療を担当する医師※（常勤換算人数かつ上限5人までとする。）1人当たり1台までを上限とする（私用自動車を訪問診療に使用している場合も含む）。</li> </ul> <p>※歯科診療所については「歯科医師」、訪問看護ステーションについては「訪問看護職員」と読み替えること。</p> <p>②単価  1台当たり 7,000円</p>	①病院	1床当たり	60,000円	②有床診療所	1施設当たり	780,000円	③無床診療所	1施設当たり	230,000円	④訪問看護ステーション	1施設当たり	100,000円	⑤助産所	1施設当たり	100,000円	⑥施術所	1施設当たり	100,000円	⑦歯科技工所	1施設当たり	100,000円
①病院	1床当たり	60,000円																				
②有床診療所	1施設当たり	780,000円																				
③無床診療所	1施設当たり	230,000円																				
④訪問看護ステーション	1施設当たり	100,000円																				
⑤助産所	1施設当たり	100,000円																				
⑥施術所	1施設当たり	100,000円																				
⑦歯科技工所	1施設当たり	100,000円																				